

生活援助の保険外及び個別判断が必要な援助について

訪問介護サービスの内容については、国より例示が出されている一方で、行為の内容のみで、一律機械的に保険給付の支給の可否を判断せず個々の利用者の状況等に応じて判断することとなっている。

通所型サービスAの生活援助においても同様の対応となります。

保険外サービスと個別判断のサービスについて（例示）

【保険外の基準】

- 商品の販売・農作業等生業の援助的な行為
- 直接、本人の日常生活に属しないと判断される行為

【個別判断の基準】

- 一連のサービス行為として認められるもの
- 利用者の状況等から必要と判断できるもの

【国の考えに基づく比較表】

保険外	個別判断（グレーゾーン）
<ul style="list-style-type: none"> ・草むしり ・花木の水やり ・ペットの世話、散歩 ・家具、電気器具等の移動 ・修繕、模様替え ・大掃除 ・窓のガラス拭き ・床のワックス掛け ・室内外家屋の修理 ・ペンキ塗り ・植木の剪定 ・特別な手間の調理・掃除 ・商品の情報収集 ・ネット、電話の代理注文 	<ul style="list-style-type: none"> ○同居家族等がいる場合の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・玄関の掃除 ・共有スペースの掃除 ・食器の片付け ○買い物関係 <ul style="list-style-type: none"> ・嗜好品の買い物 ・金銭管理 ・生活機器の購入 ・市役所等の窓口手続きの代行 ・買出し店舗の移動範囲 ○掃除 <ul style="list-style-type: none"> ・電球や電池交換 ・雪かき、土砂の対応 ・手間のかかる判断 ・暖房器具等の出し入れ ○調理 <ul style="list-style-type: none"> ・冷蔵庫の整理 ・食材の収穫 ・手間のかかる判断

